入居のご案内

令和8年8月１日改定

特別養護老人ホーム 木津芳梅園　　入所（多床室：3割負担）

○多床室料金表（１日当たり）

（本表記載の料金は、あくまで目安として表示する金額で確定金額ではありません）

区　　分		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
①介護老人福祉施設サービス費		589	659	732	802	871
加算内訳	②日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	③栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	④看護体制加算（Ⅰ）	6	6	6	6	6
	⑤看護体制加算（Ⅱ）	13	13	13	13	13
	⑥夜勤職員配置加算	22	22	22	22	22
	⑦処遇改善加算(①～⑥)×17.6%	119	131	144	157	169
⑧合計単位数(①～⑦)		796単位	878単位	964単位	1,047単位	1,128単位
⑨介護サービス利用料(⑩×10.27)		8,174円	9,017円	9,900円	10,752円	11,584円
⑩利用者自己負担額(⑨の30%)		2,453円	2,706円	2,970円	3,226円	3,476円
⑪ 居住費に係る自己負担額		1,250円	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円
⑫食費に係る自己負担額		1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
・自己負担額（日額）⑩＋⑪＋⑫		5,303円	5,556円	5,820円	6,076円	6,326円

（注1）介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更額にあわせてご利用者の負担額を変更します。

（注2）居室と食事に係る負担額については、負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の負担限度により計算いたします。

○その他の加算額（該当される利用者様のみ加算されます）

加算項目	負担額	内容について
①療養食加算	19円／回	療養食を提供した場合１食当り14円加算されます。
②安全対策体制加算（入所日）	62円／回	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時に１回のみ加算されます。
③初期加算	93円／日	入所から１ケ月間は初期加算として１日当り31円が加算されます。30日を超える入院後に再び入所された場合にも加算されます。
④外泊・入院加算	758円／日	入院またはご自宅等に外泊された場合は、１ケ月に６日を限度に介護サービス費に替え、１日当り253円が加算されます。
⑤経口維持加算（Ⅰ）	1,233円／月	入所者の経口維持計画を作成し、経口摂取の為の特別な管理を行った場合に加算されます。
⑥経口維持加算（Ⅱ）	309円／月	上記に歯科医師が加わった場合に加算されます。
⑦看取介護加算(31日～45日前)	222円／日	看取り介護で死亡日以前31日以上45日以下に加算されます。
⑧看取介護加算(４日～３０日前)	444円／日	看取り介護で死亡日以前４日以上３０日以下に加算されます。
⑨看取介護加算(前日・前々日)	2,095円／日	看取り介護で死亡日前日および前々日に加算されます。
⑩看取介護加算(当日)	3,944円／日	看取り介護で死亡日に加算されます。
⑪退所時情報提供加算	771円／回	医療機関へ退所する利用者について、心身の状況、生活歴等を示す情報を退所後の医療機関に提供した場合に加算されます。
⑫特別通院送迎加算	1,830円／月	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情かあるものに対して1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に加算されます。
⑬自立支援促進加算	863円／月	医師が入所者ごとに自立支援に必要な医学的評価を行い、特に自立支援の為の対応が必要とされるもの毎に支援計画を策定し、計画に沿ったケアを実施している場合に算定されます。
⑭科学的介護推進体制加算Ⅱ	154円／月	ADL値、栄養状態、認知症の状態、疾病の状況等定められた項目の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
⑮協力医療機関連携加算1	309円／月	協力医療機関と連携している場合に加算されます。

○その他の加算額（該当される利用者様のみ加算されます）

加算項目	負担額	内容について
⑯高齢者等感染対策向上加算Ⅰ	31円／月	新興感染症発生時の対応体制を確保し、協力医療機関と感染症発生時の対応を取り決め、連携して適切に対応する。また、医療機関や医師会等が実施する感染対策の研修・訓練に年1回以上参加する場合に加算されます。
⑰高齢者等感染対策向上加算Ⅱ	16円／月	医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する実地指導を受ける場合に加算されます。
⑱新興感染症等施設療養費	740円／日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者等に適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限定として加算されます。
⑲生産性向上推進体制加算Ⅰ	309円／月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合に加算されます。
⑳再入所時栄養連携加算	617円／回	病院等に入院した場合であって、退院後に再入所する際に双方の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。
㉑若年認知症入所者受入加算	370円／日	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合に加算されます。

○その他の利用料金について

ご利用内容	金額	備　　考
①おやつ代	100円／日	お茶以外の飲み物代および選択おやつ代（1日）
②特別な食事	実費	通常提供される食事以外の食事（酒を含む）
③理容サービス	実費	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
④理容サービス（顔剃り）	実費	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
⑤貴重品管理	500円／月	施設の指定する金融機関に預け入れている預金(1ヶ月) ※お預りするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
⑥レクリエーション、クラブ費	材料費実費	ご契約者の希望により参加されたレクリエーションやクラブ費用
⑦電気代（持込電化製品あり）	30円／日	持ち込み電化製品1台につき（1日）
⑧外出・外食等特別な行事	実費	
⑨個人使用の特別な器具	実費	
⑩施設サービス提供以外の費用		原則として家族の会に入会して頂きます。会費は別途、家族の会規約によりお支払いいただきます。

○加算による利用料について

1. 日常生活継続支援加算

 入所者の介護度の割合、および職員の要資格者（介護福祉士）の割合等が所定の割合を満たす場合に加算されます。

2. 栄養マネジメント強化加算

 常勤の管理栄養士を１名以上配置し、低栄養のリスクの高い入所者に対して医師、看護師、介護支援専門員等と共同して作成した栄養ケア計画に基づき、食事の観察を行い食事の調整等を実施している場合に加算されます。

3. 看護体制加算（Ⅰ）

 常勤の看護師を１名以上配置している場合に加算されます。

4. 看護体制加算（Ⅱ）

 看護職員の数が、最低基準値＋1名配置している場合に加算されます。

5. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）

 夜勤対応介護職員の数が、最低基準値＋1名配置している場合に加算されます。

【問合せ先】
社会福祉法人　芳 梅 会 特別養護老人ホーム木津芳梅園
〒619-0211京都府木津川市鹿背山東大池4-1
電話：0774-72-8246
FAX：0774-72-0153
E-mail：honbujimu@houbaikai.com

当法人は、利用者及びその家族の情報につきましては、個人情報保護法に沿って十分な管理の下で使用しており、情報漏洩のないよう取り扱っています。